

令和元年 7 月 30 日

かながわ地球環境保全推進会議構成団体 各位
かながわスマートエネルギー計画協議会構成団体 各位

かながわ地球環境保全推進会議
会 長 武内 和彦
神奈川県知事 黒岩 祐治

令和元年度かながわ地球環境賞の実施について（依頼）

本推進会議及び本県の環境保全の活動につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本推進会議及び本県では、かながわ地球環境賞表彰要綱及びかながわ地球環境賞表彰実施要領に基づき、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」及び「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の趣旨に沿って、地球環境保全に向けた実践的な活動や温暖化対策に寄与する技術開発、かながわスマートエネルギー計画の推進において優れた取組を行った企業、団体、個人に対する標記表彰事業を実施します。また、事業活動において、その功績が顕著で他の模範となる温室効果ガスの排出削減の取組を行った中小規模事業者の方も対象となりました。

つきましては、被表彰候補者を推薦いただくとともに、貴団体の構成団体へ御周知くださるようお願いいたします。

なお、申請書類は、次のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f530926/>

【送付資料】

- 1 かながわ地球環境賞表彰要綱
- 2 かながわ地球環境賞表彰実施要領
- 3 令和元年度かながわ地球環境賞募集要項
- 4 募集案内チラシ

問合せ先

かながわ地球環境保全推進会議事務局

(環境農政局環境部環境計画課地球温暖化対策グループ)

担当 秋山、菊一、佐伯

電話 045-210-4053

FAX 045-210-8952

E-mail stop-ondanka@pref.kanagawa.jp

かながわ地球環境賞 候補者募集

募集期間：令和元年7月25日（木）～9月25日（水）（当日消印有効）

募集部門：（1）地球環境保全活動部門

地球環境保全に向けた実践的な活動を行い、その功績が顕著で他の模範となるもの。

（2）地球温暖化対策部門

①中小規模事業者（※）が、省エネルギーなどに取組むことにより、事業活動における温室効果ガスの排出を抑制し、その功績が顕著で他の模範となるもの。

※ 本表彰でいう「中小規模事業者」とは、神奈川県地球温暖化対策推進条例で規定する特定大規模事業者以外の事業者を指します。

②地球温暖化対策技術の開発・製品化又は温室効果ガスの排出がより少ない製品若しくはサービスの開発・提供に関し、他の者の温室効果ガスの削減への寄与の実績を上げる特に優れた取組又は今後寄与することが確実に期待できるもの。

（3）かながわスマートエネルギー計画部門

再生可能エネルギーの導入やエネルギー使用の効率化等に関し、かながわスマートエネルギー計画の推進に寄与する特に優れた取組又は今後寄与することが確実に期待できるもの。

募集要件：部門共通

①専ら県内で行われた活動

②原則として、神奈川県内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体（学校・NPO等）又は神奈川県内に在住若しくは在勤している個人。

※かながわスマートエネルギー計画部門は、②の要件は適用しません。

主催：かながわ地球環境保全推進会議、神奈川県

応募方法に係る詳細は裏面及び「募集要項」（裏面の問合せ先に記載したホームページを参照）をご確認ください。

Q 受賞するとどんなメリットがありますか？

A 表彰状及び記念品の授与のほか、受賞された取組について、県がパンフレットやホームページ等を通じて広くアピールします。

Q どのように審査するのですか？

審査にお金はかかりますか？

A かながわ地球環境保全推進会議幹事会幹事で構成する審査委員会で審査を行い、主催者が被表彰者を決定します。審査は無料です。

Q 過去に受賞した場合でも応募できますか？

A 同一の功績により過去5年度以内に受賞した場合は応募できません。ただし、前回の受賞から6年を超える場合は、前回受賞時点以降の取組を対象として応募することが可能です。

令和元年度 かながわ地球環境賞 募集案内

「私たちの環境行動宣言かながわエコ10トライ」に定める具体的取組に沿った実践的な活動を行っている個人・団体を表彰するため、並びに神奈川県地球温暖化対策推進条例第59条に規定する顕彰及び神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第12条に規定する顕彰を実施するため、次の部門に該当する取組を募集します。

〔地球環境保全活動部門〕

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| (1) 再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組を拡大すること | (7) 地産地消の取組を拡大すること |
| (2) 3Rの取組を拡大すること | (8) 環境と共生するまちをつくること |
| (3) 廃棄物の適正処理を徹底すること | (9) 環境に配慮したライフスタイルや事業活動を拡大すること |
| (4) きれいな空気と星空をつくること | (10) 環境への関心を高め、学び、行動する人を増やすこと |
| (5) 将来にわたってきれいで豊かな水を確保すること | |
| (6) 豊かな自然を守る取組を拡大すること | |

〔地球温暖化対策部門〕

- (1) 中小規模事業者が、省エネルギーなどに取組むことにより、事業活動における温室効果ガスの排出を抑制し、その功績が顕著で他の模範となるもの（新設）。
- (2) ○再生可能エネルギー及び省エネルギーに係る先進的な地球温暖化対策技術又は製品の開発
○地球温暖化防止に繋がる革新的又は新しいカテゴリーの製品やサービスの開発・提供
○地球温暖化対策技術の開発・製品化や温室効果ガスの排出がより少ない製品やサービスの開発・提供に関する特に優れた取組

〔かながわスマートエネルギー計画部門〕

再生可能エネルギーの導入やエネルギー使用の効率化等に関し、先進性や独自性、経済性又は他者への波及効果等において優れていると認められるもの

応募方法

応募方法	県環境計画課に提出書類を持参もしくは郵送（ファクシミリによる提出はできません。） （自薦・他薦は問いませんが、他薦の場合は、被推薦者の承諾を得て推薦してください）
提出書類	①申請書 ②応募（推薦）調書 ③〔団体の場合〕定款、寄附行為、規約、会則等の写し ④その他参考となる資料

※ 申請書様式は、ホームページからダウンロードできます。

選考

- かながわ地球環境保全推進会議幹事会幹事で構成する審査委員会において選考し、主催者が被表彰者を決定します。
- 選考結果は、応募者（推薦者）にお知らせいたします。なお、応募書類の返却はいたしません。
- 表彰式は、令和2年2月上旬頃を予定しています。

その他

○受賞者の活動は、ホームページやメールマガジンなどで紹介し、情報提供させていただく場合があります。

問合せ先

〔地球環境保全活動部門〕・〔地球温暖化対策部門〕について

神奈川県環境計画課 地球温暖化対策グループ Tel:045-210-4053 Fax:045-210-8952

〔かながわスマートエネルギー計画部門〕について

神奈川県エネルギー課 分散型エネルギーグループ Tel:045-210-4076 Fax:045-210-8845

☆ホームページ「かながわ地球環境賞」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f530926/>

かながわ地球環境賞

検索

応募受付中！ 9月25日（水）消印有効

かながわ地球環境賞

中小規模事業者の皆さまへ

中小規模事業者による温暖化対策の取組を募集します!!

神奈川県とかながわ地球環境保全推進会議では、毎年、地球環境保全に向けた実践的活動、温室効果ガスの排出削減やかながわスマートエネルギー計画の推進に寄与する優れた取組を行った団体（企業、行政、学校、NPO等）や個人に対し、その功績を称え、表彰を行っています。

地球温暖化対策の取組を県内の他事業者へ広めることを目的とし、中小規模事業者（※）の皆さまによる優れた取組を募集します。

日ごろから事業活動における温暖化対策に取り組んでいる皆さま、ぜひ応募してみませんか？

（※）本表彰でいう「中小規模事業者」とは、神奈川県地球温暖化対策推進条例第11条第1項に規定する「事業活動温暖化対策計画書制度」の提出義務のある事業者（特定大規模事業者）以外の事業者を指します。

- ・年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者
- ・県内で使用の自動車が100台未満の事業者 など

（詳しくは条例の施行に関する規則第2条でご確認ください。）

募集する取組の概要（中小規模事業者対象）

<地球温暖化対策部門> ※要綱第3条第1項第2号ウ

事業活動において温室効果ガスの排出の抑制などに関する次のいずれかの取組を行った事業者であって、その内容において取組実績や経済性・削減効果の持続性、他者への波及効果等において優れていると認められるもの。

- a 事業活動全体を通じた工夫や取組体制の強化等の取組
- b 事業活動で使用する機器や設備の適正管理・運用改善等の取組
- c 高効率機器や管理システムの導入等の取組
- d 業務用施設やテナント等の建物全体に関する取組
- e 輸送、物流における取組
- f 地域や近隣施設等と連携した取組
- g 他事業者（ESCO事業者、省エネ診断事業者等）と連携した取組
- h その他これらに準ずる取組

こうした取組が対象となります！

（取組例）

- 高効率照明（LED等）への更新
- 高効率機器（空調、冷凍・冷蔵、給湯等）の導入
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入
- 省エネ・節電の推進、クールビズ等社内普及啓発
- エネルギー消費量の把握・管理
- 壁や窓ガラス等の断熱性向上
- コジェネレーションの導入
- 車両の燃費改善、エコドライブの実施 等

応募要件

- 神奈川県内に事業所を有する中小規模事業者であること。
- 原則として、平成 26 年度から令和元年度までに行われた取組であること。
- 環境関連の法令、条例、規則等に違反していないこと。

応募方法／募集要項／提出書類

応募方法	県環境計画課に提出書類を持参もしくは郵送（ファクシミリによる提出はできません。） ※自薦・他薦は問いませんが、他薦の場合は被推薦者の承諾を得て推薦してください。
提出書類	①申請書 ②応募（推薦）調書 ③定款の写し ④その他参考となる資料
調書（様式）	様式 4 [地球温暖化対策部門（要綱第 3 条第 1 項第 2 号ウ）]
ホームページ	申請書様式は下記 URL からダウンロードできます。 ※記載にあたっては「令和元年度かながわ地球環境賞募集要項」（下記 URL 参照）をご確認ください。

Q&A

Q：受賞するとどんなメリットがありますか？

A：表彰状及び記念品の授与のほか、受賞された取組について県が広くアピールします。
表彰式は令和 2 年 2 月頃を予定しています。

Q：どのように審査するのですか？お金はかかりますか？

A：かながわ地球環境保全推進会議幹事会幹事で構成する審査委員会で審査し、主催者が被表彰者を決定します。審査は無料です。

Q：応募調書内の「取組内容（燃料使用量）」欄には、個々の取組における燃料使用量を抜粋して記入すべきですか？

A：燃料使用量は、取組に関係する燃料種のみについて、取組を行った事業所全体の数値を記載してください。なお、審査では取組の内容自体について評価します。

Q：温暖化対策の他、社員による美化運動や植樹など環境保全活動を幅広く実施している。こうした取組を総合的に PR したい場合はこの部門でよいでしょうか？

A：「地球温暖化対策部門」は温暖化対策の取組を審査する部門であり、幅広い環境保全活動を審査する部門として「地球環境保全活動部門」があります。主に取り組んでいる内容等から、応募する部門を決定してください。

【かながわ地球環境賞について】

主催：かながわ地球環境保全推進会議、神奈川県

部門：「地球環境保全活動部門」「地球温暖化対策部門」「かながわスマートエネルギー計画部門」

※本チラシは、「地球温暖化対策部門」内の中小規模事業者を対象とした表彰のご案内です。

概要：「かながわ地球環境賞」ホームページをご覧ください。

（募集要項、申請書等のダウンロードはこちらへ）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f530926/p1173532.html>

サイト内検索

かながわ地球環境賞 Q

<お問合せ先> 神奈川県環境計画課 地球温暖化対策グループ
TEL：045-210-4053 FAX：045-210-8952

多くのご応募、お待ちしております！